

## <平成28年2月1日「総合事業移行説明会」後のQ&A>

- 新規の方、更新の方、区分変更の方は全て総合事業の移行となるのか？ →①
- ② その場合の担当窓口は？
- ③ 委託の場合は、どのような流れになるのか？

(回答)

- ① 各申請の種類により異なる。

新規申請の場合、窓口での相談により、要支援認定申請（予防給付）にするか基本チェックリストとするかを決定する。

更新申請の場合、現在利用しているサービスと本人の状況等により更新申請（予防給付）とするか基本チェックリストとするかの判断をする。

区分変更申請の場合、本人の状況等により介護給付対象者か予防給付対象者か総合事業対象者（以下、「事業対象者」という。）か判断をする。

- ② 度会町の場合は、地域包括支援センターとなる。

- ③ 本日の資料P.1「総合事業への移行について」を参照。

## ●総合事業と介護保険の併用は可能なのか？

- ④ 通所リハビリと総合事業のデイの併用は可能か？

- ⑤ 総合事業と組み合わせ可能な介護保険サービスと不可なサービスがあれば、示して頂きたい。

- ⑥ 総合事業と介護保険を組み合わせた場合の、限度額の考え方、請求の仕方

(回答)

- ④ 併用はできない。

- ⑤ 要支援者と要介護者により利用できるサービスは異なる。利用サービスは以下の国のガイドライン「総合事業でそれぞれの者が利用できるサービスの整理例」のとおり。

総合事業でのサービス利用可能性(対象者別の各サービスの利用可能性)

		要介護認定者	現在の要支援者		非該当者 (一般高齢者)	備考
			要支援認定者	事業対象者		
支援提供の手続き	通所	ケアマネジメント	地域包括支援センター等でケアマネジメント		市等が事業を周知等。 利用者を登録・管理。	
介護予防生活支援サービス事業	通所	デイサービス ミニデイサービス 住民主体の支援(他の場)	(○) (介護給付)	○ ○ ○	×	
	訪問	保健師、リハビリ専門職等が行う短期集中子防サービス	※1	○ ○ ○	(○)※1	※2
	訪問	訪問介護員による身体介護・生活援助	(○) (介護給付)	○ ○	×	
	訪問	緩和した基準によるサービス (掃除、調理など)	×	○ ○	×	
	訪問	移動支援	※2	○ ○ ○	※3	
	訪問	住民主体の支援	※2	○ ○ ○	※3	
	生活支援	配食	※4	○ ○ ○	※4	
	生活支援	見守り	※4	○ ○ ○	※4	
	一般介護予防事業		○ ○ ○	○ ○ ○	※5	

※1 要支援者等が中心となっていれば利用可能。また、一般介護予防事業で行う場合も利用可能。

※2 要支援者や子どもなども加わることができる。(共生型)

※3 一般高齢者、障害者、子ども等が利用者の一部に含まれていても、要支援者等の利用に着目して、間接経費(光热水費、サービスの利用

調整等を行う(介護費等)を補助することは可能。

※4 地域支援事業の住民事業等により実施可能。

※5 一般介護予防事業(他の場関係)には、障害者や子どもなども加わることができる。(共生型)

(注) 要介護者や非該当者も、見守り、コミ出し、移動支援等について、インフォーマルサービスとして行われているものは利用可能。

⑥ 限度額については、要支援者が総合事業を利用する場合、予防給付の区分支給限度額の範囲内とし、給付と事業を一体的に給付管理する。一方で、総合事業の給付管理については、指定事業者によるサービスを利用する場合にのみ行う。その際は、予防給付の要支援1の限度額を目安とする。

請求については、現行どおりサービス提供票（実績記載済み）を地域包括支援センターへ提出する。要支援者が総合事業を利用する場合、予防給付の区分支給限度額の範囲内で、給付と事業を一体的に給付管理する。

#### ●マイナンバーについて

⑦ ケアマネージャーや施設職員等が代理の者が介護保険の更新申請等を行う場合に、必要な書類（他の市町村の場合、代理人の身分証明書や同意書がいる所もあるので…）マイナンバーを記載した場合と記載しなかった場合それぞれについて

(回答)

⑦ 介護保険要介護認定等申請時の対応については、様々なケースがあるため、本資料の最終に添付している県の資料「本人確認の措置」、「申請書受付時の対応について」にて確認のこと。

なお、度会町では、窓口提出の際には、マイナンバーに関する確認とは別に、提出者の身元確認をしている。

#### ●介護予防ケアマネジメントについて

⑧ 現在、予防ケアマネジメントをおこなっている利用者について、H28年4月の時点で、サービス計画作成依頼届出書等など、度会町へ提出すべき書類はありますか？

⑨ 現在予防給付を受けている方は次回更新の時まで、サービス計画書、利用サービス、利用単価、利用票の内容等には変更なく継続と考えて良いですか？

(回答)

⑧ 度会町は、更新申請等から順次、総合事業に移行するため、移行時に当該届出書が必要となる。（本日の資料P.1「総合事業への移行について」を参照。）

⑨ 貴見のとおり。

#### 2. 予防利用者の更新時の流れについて

⑩ 今まで、予防利用者の更新時は、居宅介護支援事業所が要介護認定更新申請の代行を行っていましたが、今後は更新時の代行はどうなりますか？また、代行受けるとした

ら、利用者の内容や希望を確認した上で総合事業か要介護更新申請かを代行する形になるのでしょうか？

(回答)

⑩ 貴見のとおり。

### 3. その他

⑪ 要介護申請を行ない、先出しのサービスを利用した場合に「非該当」となった際、総合事業の申請は要介護申請時に遡って行う事は出来るのでしょうか？

(回答)

⑫ できない。

本人の状況と希望するサービスによっては、要介護認定等申請と同時に、基本チェックリストも提出し、サービス事業が受けられるよう手続きすることはできる。

ただし、要介護認定が「非該当」になった場合で予防給付のサービスを先行していった場合は、全額自己負担となる。(本日の資料1P.10を参照。)

## 本人確認の措置

## 【I. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

番号確認	身元(実存)確認
① 個人番号カード [法16]	① 個人番号カード、[法16]
② 通知カード [法16]	② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者手帳、特別永住者証明書 [則1①-、則2-1] 手帳、在留カード、特別永住者証明書 [則1①-、則2-1]
③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 [令12①]	③ 官公署から発行・発給された書類その他のこれに類する書類であつて、写真的表示等の措置 が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、 ii 生年月日又は住所、 が記載されているもの) [則1②-、則2-2]
④ ①から③までが困難であると認められる場合 [則3①] ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) イ 住民基本台帳の確認(市町村長) ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報 ファイルの確認。	④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 [則1③-、則2-2] ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書。 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書 類その他のこれに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、 ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) [則1③-、則2-2]

対面・郵送(注)

## 【II. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 [則6①-] ② 任意代理人の場合には、委任状 [則6②-]	① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神 障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書 [則7①-] ② 官公署から発行・発給された書類その他のこれに類する書類であつて、写真的表示等の措 置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、 ii 生年月日又は住 所、が記載されているもの) [則7②-] ② 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個 人番号の提供を行なう者と当該法人との関係を証する書類その他のこれらに類する書類で ある事務所の所在地、が記載されているもの) [則7②-]	① 本人の個人番号カード又はその写し [則8] ② 本人の通知カード又はその写し [則8] ③ 本人の個人番号が記載された住民票 記載事項証明書又はその写し [則8]
③ ①②が困難であると認められる場合 [則9①] ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書。 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された 書類その他のこれに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの( i 氏名、 ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) [則9④-] ※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを 想定。	③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号 利用事務実施者) [則9⑤-1] イ 住民基本台帳の確認(市町村長) [則9⑤-2] ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成し ている場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 [則9 ⑤-3] エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関 係事務実施者から発行・発給された書類その他のこれに 類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適當と 認める書類 ( i 氏名、 ii 生年月日又は住 所、が記載されているもの) [則9⑥-4] ※ 個人番号利用事務等実施者が発行する書類などを 想定。	(注) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

対面・郵送(注)

## 申請書受付時の対応について

\*介護保険最新情報及びデジタルPMOに掲載された「過去のお問い合わせ一覧(No.〇〇)」「よくある質問(Q:〇〇)」の内容を整理したものではありません。

認知能力等	作成者	個人番号の記載	提出者(封面・郵送)	確認事項	パートン
問題なし	本人	記載あり	本人 事業所職員・家族等が使者として提出	番号確認・本人確認 <関連Q4等> 番号記載あり・番号確認書類なし → No.10498 番号記載あり・身元確認書類なし → Q:180	1
		記載なし	本人 事業所職員・家族等が使者として提出	個人番号が記載されていないので番号法第16条の本人確認措置の義務は生じない <関連Q4等> 番号法第16条の対象外 → Q:55 空欄のままは不可 → No.10276② 郵送の場合 → No.10276③	2
			本人 事業所職員・家族等が使者として提出	番号確認・本人確認 <関連Q4等はパートン1, 2と同様>	3
			本人 事業所職員・家族等(A)	番号確認・代理権の確認・代理人の身元確認 <関連Q4等> 代理人による申請と考えられる → No.8123, 8187, 11355, 11472	4
				(A)が作成した申請書を 別人(B)が窓口へ持参 <関連Q4等> Aは代理人、Bは使者と考えられる → No.11369	5
			本人 事業所職員・家族等	個人番号が記載されていないので番号法第16条の本人確認措置の義務は生じない <関連Q4等はパートン3, 4と同様>	6
					7
			本人 事業所職員・家族等	個人番号が記載されていないので番号法第16条の本人確認措置の義務は生じない <関連Q4等はパートン3, 4と同様>	8
					9
著しく低下 (代理権の授与が困難)	本人 事業所職員・家族等	記載しない、 (最新情報Vol.506)	本人 事業所職員・家族等	個人番号が記載されていないので番号法第16条の本人確認措置の義務は生じない <関連Q4等はパートン3, 4と同様>	10
					11